

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第701号）

2024年1月30日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 商務部など、加工貿易の高度化に向けた意見を公表

商務部は2023年12月25日、国家発展改革委員会、工業情報化部、税関総署などと連名で、『加工貿易の発展水準の向上に関する意見』を公表しました。保税メンテナンス業務については、展開地域をこれまでの総合保税区、自由貿易区から区外まで拡大した他、対象製品の範囲拡大にも言及しました。そして、加工貿易の中西部、東北地域への移転推進、加工貿易に対する金融・財政支援の強化、物流とエネルギー使用、人材誘致、監督管理方法などの面でのサポートに関する内容も意見に盛り込まれました。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ 『生態環境指向型開発(EOD)プロジェクトの実施ガイドライン(試行)』の公表に関する通知  
(生態環境部など、23/12/27)

#### 地方政策

- ✓ 『上海のエクイティ投資業界の高度な発展の更なる促進に関する若干措置』を公表する上海市政府弁公庁の通知  
(上海市政府、24/1/10)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 商務部など、加工貿易の高度化に向けた意見を公表

商務部は 2023 年 12 月 25 日、国家発展改革委員会、工業情報化部、税関総署などと連名で、『加工貿易の発展水準の向上に関する意見』<sup>1</sup>(以下、意見)を公表しました。保税メンテナンス業務については、展開地域をこれまでの総合保税区、自由貿易区から区外まで拡大した他、対象製品の範囲拡大にも言及しました。そして、加工貿易の中西部、東北地域への移転推進、加工貿易に対する金融・財政支援の強化、物流とエネルギー使用、人材誘致、監督管理方法などの面でのサポートに関する内容も意見に盛り込まれました。

国家外貨管理局(SAFE)が 23 年 12 月に公表した『クロスボーダー貿易投資のハイレベルな開放の試行拡大に関する通知』<sup>2</sup>は、試行地域の銀行が保税メンテナンスを含む新型国際貿易に係る外貨収支業務を自ら実施することを奨励することとしました。関連実施細則は未だ公表されていませんが、保税メンテナンス業務などの展開を支援する方針が固まったとみられます。

意見の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】意見の主な内容

| 項目                           | 主な内容   |
|------------------------------|--|
| ①高付加価値製品の加工貿易の展開奨励           | <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 電子情報、バイオ医薬品、航空宇宙、新エネルギー、新素材などの先端製造業と戦略的新興産業における加工貿易の発展を支持し、その牽引力と技術の波及効果を十分に発揮し、産業クラスターの発展と高度化を推進する。</li><li>➢ 加工貿易企業が研究開発費用の追加控除などの優遇税制を活用し、研究開発と技術改良を強化し、製造水準と製品の付加価値を高めることを奨励する。</li><li>➢ 地方政府が加工貿易企業による中核技術の研究開発とイノベーションを更にサポートするため、既存の補助金政策を利用することを奨励する。</li></ul>   |
| ②総合保税区、自由貿易区の保税メンテナンス業務の発展促進 | <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 「総合保税区メンテナンス製品リスト」(以下、リスト)を機動的に調整し、航空機ナセル、船舶用ディーゼルエンジンなどの製品をリストへ早期に組み入れる。</li><li>➢ 総合保税区内の企業が、当該グループの国内販売自社製品の保税メンテナンス業務を行うことを認め、修理後に国内に戻す場合は、その製品はリストの制限を受けない。</li><li>➢ 国内の修理待ち貨物を総合保税区に搬入して修理した上で、直接海外に輸出することを認める。</li><li>➢ 試行展開の形で総合保税区内の企業によるリスト外製品の保税メンテナンス業務の実施を推進する。</li><li>➢ 自由貿易区の「両頭在外」保税メンテナンス<sup>3</sup>管理規定を打ち出す。区内の AEO 事業者がリスト及び関連規定を参照し、航空機、船舶、シールドマシンなどの大型設備の「両頭在外」保税メンテナンス業務を展開することを支持する。</li></ul> |
| ③区外の保税メンテナンス業務の発展推進          | <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 総合保税区及び自由貿易区以外で、一部の医療機器、電子情報など自社製の輸出品の「両頭在外」保税メンテナンス業務を早期に試行展開をする。既存の試行展開プロジェクトに対する評価を実施した上で、航空宇宙、船舶、建機、電子情報などの業界における条件の整った企業による非自社製品の「両頭在外」保税メンテナンス業務の試行を支持する。</li><li>➢ 加工貿易のモデル転換・高度化に実績を上げた蘇州市(江蘇省)、東莞市(広東省)、天津市滨海新区において「両頭在外」保税メンテナンス業務の試行を展開する。企業が自由貿易区の「両頭在外」保税メンテナンス管理規定を参照して関連業務を展開することを支持する。</li></ul>   |

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202312/20231203463539.shtml>

<sup>2</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 696 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0749-XF-0105.pdf>

<sup>3</sup> 「両頭在外」保税メンテナンスとは、海外から製品を自由貿易区に持ち込み、メンテナンス・修理を行った上で海外に輸出することを指す。

【図表1】意見の主な内容（続き）

| 項目                       | 主な内容  |
|--------------------------|---|
| ④加工貿易移転先の整備              | <ul style="list-style-type: none"> <li>加工貿易の重点移転先、移転の受け皿となるモデル地区、国家加工貿易産業園区などを育成する。政策広報を強化し、加工貿易の中西部と東北地域への移転を促す。政策研修、経験交流などの活動の展開を支援し、加工貿易の移転に関する経験の共有と好事例の展開を促進する。</li> </ul>   |
| ⑤加工貿易の移転に係るマッチングメカニズムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国加工貿易の製品博覧会での役割を広げ、オンライン・オフラインともに常態化した産業マッチングサービスのプラットフォームを作り上げる。オンラインでは、各地のコラムを設け、投資環境のPR活動を行い、受け入れと移転プロジェクトの情報などを公表する。オフラインでも、交流活動を実施し、地域間の投資協力と産業マッチングを促す。</li> <li>貿易促進機構、業界団体などの組織が、意向を持つ企業による投資視察、交流・マッチングなどの活動の展開をアレンジすることを支持する。</li> </ul>  |
| ⑥辺境地域への支援強化              | <ul style="list-style-type: none"> <li>広西自治区、雲南省など条件を有する辺境の省区が既存のプラットフォームを利用し、当地の産業優位性を生かし、特産食品、服装、靴・帽子、電子情報などの加工貿易産業を受け入れることを支持する。</li> <li>陸上貨物輸送・物流の効率化と通関の円滑化を確保するため、辺境の省区がスマート税関の整備を推進することを支持する。</li> </ul>  |
| ⑦財政支援の強化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>加工貿易のモデル転換・高度化と移転を後押しするため、中央と地方政府の既存の特別支援資金を活用する。</li> <li>分配利益で直接投資を行う海外投資家に対する所得税の仮徴収の暫定免除を着実に実施する。22年版『外商投資奨励産業目録』<sup>4</sup>と20年版『西部地域奨励産業目録』、関連優遇税制などを着実に実行する。</li> </ul>  |
| ⑧金融支援の強化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行、保険会社が加工貿易企業、特に中小零細企業に対する金融支援を強化することを奨励する。</li> <li>金融機関が加工貿易企業を含む対外貿易企業の為替リスク回避とクロスボーダー人民元決済の需要を満たすため、外為デリバティブとクロスボーダー人民元業務を最適化することを奨励する。</li> <li>各地による中小零細加工貿易企業の為替リスク回避に関する研修、コンサルティングなどの公共サービスの提供を奨励する。</li> </ul>  |
| ⑨交通・物流とエネルギー使用の確保        | <ul style="list-style-type: none"> <li>巨大経済圏構想「一帯一路」を、地方の発展需要、重点プロジェクトの展開と結びつけて、「中欧班列」（中国と欧州を結ぶ国際貨物列車）の運行効率を高める。</li> <li>中西部、東北地域の重点都市に国際航空貨物便の路線と便数を増やすことを支持する。輸送システムと線路配置を更に最適化し、複合一貫輸送の高度な発展を促進する。中西部、東北地域による加工貿易企業の国際物流コストの軽減を奨励する。</li> <li>時間帯別電気料金の機動的な調整メカニズムを最適化し、加工貿易の重点移転先、国家加工貿易産業園区と重点加工貿易企業のエネルギー使用保障を強化する。</li> </ul> |
| ⑩多様な人材需要の満足              | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校と企業が連携し、企業のニーズに合わせた技能人材を育成することを促す。</li> <li>地方政府が人材認定基準のハードルを引き下げ、誘致人材による優遇政策の適用に関する制限条件を緩和することを奨励する。技能人材が就職や子女教育、住宅、医療などの保障サービスを楽しむようサポートする。</li> </ul>   |
| ⑪国内市場の開拓後押し              | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内取引と対外貿易の一体化を推進し、地方による業務研修、広報・PR、情報サービスなどの展開を奨励し、加工貿易企業の国内販売に人材、チャネルなどの面から支援を提供する。企業が多様な保険をかけられることを支持する。</li> </ul>   |
| ⑫加工貿易の管理とサービスの最適化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>業界の生産工程や環境保護技術の発展状況を踏まえ、加工貿易禁止類製品目録を適時に調整・削減する。</li> <li>加工貿易制限類製品に対する担保管理措置の実施を25年まで停止する。加工貿易無償提供設備の監督管理期間を5年から3年に短縮する<sup>5</sup>。</li> </ul>  |

（意見に基づき、中国アドバイザー一部作成）

<sup>4</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第634号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。  
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0687-XF-0105.pdf>

<sup>5</sup> 対外貿易経済合作部（現商務部）が98年7月、税関総署とともに公表した『加工貿易輸入設備に係る問題に関する通知』は、加工貿易において海外事業者が無料で提供した加工生産設備の輸入に対し、税関が5年間の監督管理を実施するとした。監督管理期間内に、その設備を無断で国内において販売、交換、譲渡、抵当権設定、転用することは禁止される。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

『生態環境指向型開発（EOD）プロジェクトの実施ガイドライン（試行）』の公表に関する通知  
（原文：关于印发《生态环境导向的开发（EOD）项目实施导则（试行）》的通知）  
環弁科財〔2023〕22号  
生態環境部など2023年12月27日公表

#### 【主要内容】

- 生態環境部は国家發展改革委員会、中国人民銀行（PBOC）、国家金融監督管理総局（NFRA）と連名で、生態環境指向型開発（EOD, Eco-environment Oriented Development）プロジェクトの実施ガイドライン（試行）を公表した。ガイドラインはEODプロジェクトの質を高めることを目指し、プロジェクトの企画から実施、評価まで各段階に対する指針や具体的な要求を明記した。
- 各地政府に対し、毎年12月末までに当地のEODプロジェクトの実績、典型事例などを生態環境部、国家發展改革委、PBOC、NFRAに報告するように求める他、金融機関に対し、プロジェクトと資金使途の審査を強化することも要請した。
- ガイドラインはプロジェクトの企画について、プロジェクトの事業内容や関連要件を明確にした。
- プロジェクトの実施主体はプロジェクトの投資建設と運営能力を有しなければならない。工事建設業者、財務的投資家だけではない。
- 金融機関の支援対象とされていないプロジェクトについて、実施主体は自ら資金を捻出してプロジェクトを推進しなければならない。
- また、ガイドラインはEODプロジェクトの実施プロセスと実施方案編成指南を付属資料に掲載した。実施方案編成指南は、プロジェクトの実施内容に加え、実施目標や事業規模、産業・市場分析、適用政策、土地資源・エネルギー使用、総工費、資金調達計画、採算性評価などに関する内容の記載を求めた。更に、実施主体は、当該プロジェクトが国と地方の関連政策に適合する上、いずれの形で地方政府の隠れ債務を増やさないと誓約しなければならない。
- 21年4月と22年4月、生態環境部は国家發展改革委、国家開發銀行とともに、2回に分けて94のEODプロジェクトの実施を承認して以来、EODプロジェクトの進展は広く注目されている。生態環境部のデータによると、23年5月末まで、58のプロジェクトは、与信金額1,546億元、貸付金487億元を取得した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mee.gov.cn/xxqk2018/xxqk/xxqk05/202401/t20240102\\_1060425.html](https://www.mee.gov.cn/xxqk2018/xxqk/xxqk05/202401/t20240102_1060425.html)

### 地方政策

『上海のエクイティ投資業界の高度な発展の更なる促進に関する若干措置』を公表する上海市政府弁公庁の通知  
（原文：上海市人民政府办公厅印发《关于进一步促进上海股权投资行业高质量发展的若干措施》的通知）  
滬府弁規〔2023〕29号  
上海市政府2024年1月10日公表、2024年2月1日実施

#### 【主要内容】

- 上海市政府は未公開株投資を手掛けるPEファンドの集積と発展を促す若干措置を公表した。
- PEファンド会社の進出とファンド組成に係る手続きの迅速化を進める。『私募投資ファンド監督管理条例』（以下、条例）及び中国証券投資ファンド業協会（以下、ファンド業協会）の要求を満たすPEファンド会社の進出について、PEファンド集積区（以下、集積区）の金融管理部門は申請書類が揃ってから7営業日以内に関連手続きを完了しなければならない。ファンド業協会に登録し、信用記録が良好なPEファンド会社によるファンドの新設について、集積区の金融管理部門は申請書類が揃ってから5営業日以内に回答書を発行しなければならない。

- 条例の関連規定に基づき、契約型私募ファンドの登記を試行する。
- 上海市科学技術イノベーション支援ファンドの組成を検討し、スタートアップハイテク新興企業を中心に投資事業を展開する。
- エンジェル投資家や科学技術実用化プロジェクト、スタートアップハイテク新興企業を集める投融资サービスプラットフォームを構築する。
- 認定された集積区内のスタートアップハイテク新興企業に対する出資期間が2年以上のPEファンド会社及びそのチームに対し、奨励金を支給する。出資金額の70%が投資家の課税所得から控除できる。浦東新区の特定地域におけるPEファンド会社に対し、企業所得税（法人税）の減免政策を試行する。
- サプライチェーンにおけるコア企業によるCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）の展開を支援する。当市のコア企業によるパイアウトファンドの組成を促し、金融機関によるM&A（マジョリティ出資型）ファイナンス業務の展開を支持する。
- 銀行による理財資金の活用を支持する。20年4月、PBOCがSAFE、CBIRC（現NFR）、CSRC（中国証券監督管理委員会）、上海市政府とともに公表した『上海の国際金融センター構築の更なる推進加速と長江デルタ地域の一体化発展に対する金融支援に関する意見』を着実に実行し、条件を満たす銀行系理財会社による上海への進出、臨港新エリアと長江デルタ地域における未上場企業とPEファンドへの出資を後押しする。
- セカンダリー投資ファンドの発展に注力する。銀行系理財会社や保険、信託、国有企業系ファンドなどによるセカンダリー投資ファンドの組成を推進する。
- PEファンドの現物分配を試行する。現物分配とは、PEファンドが保有する未公開株を「非取引での名義変更」を通じ、投資家に分配することを指す。その試行範囲を段階的に拡大する。
- PEファンド会社の上場と起債を支援する。ソブリンファンドや年金、寄付型ファンド、大学ファンドなどの機関投資家がQFLP（適格海外有限責任組合）を通じて企業に投資することに便宜を図る。
- この他、投資先企業の国内外上場の円滑化、財務、法務、技術やオフィス賃貸、人材誘致関連サービスのサポートなどにも言及。
- 若干措置は24年2月1日から29年1月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240110/495d583db2ae46d899884dd16d8c4ce0.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

#### 【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等の行為について固く禁じます。